

仙台白百合女子大学 共同研究取扱規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、仙台白百合女子大学（以下、「本学」という）の専任教員が、それぞれの学術研究の分野において、学内又は学外の者と学内研究経費による共同研究を実施するにあたり、必要とする諸事項を定め、当該研究の活性化と円滑化を図り、併せて本学の研究の発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 共同研究とは、特定の研究課題について、複数の者が共同で実施する研究をいい、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 学部、学科、研究所等にわたる本学内における共同研究
- (2) 産業界及び国内外の大学等（以下「外部機関」という）に属する研究者と行われる共同研究
- (3) 本学と外部機関との間で契約を締結して行う共同研究

(申請手続)

第 3 条 前条の共同研究の実施を予定する者（以下、「本学研究責任者」という）は、当該年度の募集要領に則って申請をしなければならない。

- (1) 本学共同研究責任者は研究計画書（様式は別途定める）を作成し、指定された締め切り日までに、事務局長に提出するものとする。
- (2) 研究計画書には、機器備品・消耗品・旅費交通費等の費目毎の予算額を記載した予算計画書及び執行計画書（様式は別途定める）を付すものとする。
- (3) 仙台白百合女子大学公的研究費の取扱いに定める公的研究費の交付を申請しようとする場合には、その交付機関等の定めるところに従い、別途必要な書類を当該交付機関等に提出して申請をしなければならない。

(審査・決定)

第 4 条 前条の申請手続により申請された共同研究の採択に係る審査及び決定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 審査は、当該研究の研究領域・分野等を考慮して教育・研究推進委員会が委嘱した本学教職員 3 名からなる審査委員が書面審査を行う。なお、必要に応じて、審査委員に外部研究者 1 名を加えることができる。
- (2) 審査は研究計画書の記載内容に即して審査委員が A, B, C, D の 4 段階で行い、かつ評価の所見を述べることとする。
- (3) 決定は書面審査の結果に基づき教育・研究推進委員会が行う。なお、採択数及び予算額の決定に当たっては、上位から当該年度の予算額、支援研究数の範囲内で行う。

(契約の締結)

第 5 条 第 2 条 (3) で定めた外部機関との共同研究の取扱いについては、「契約書」又は公的機関の定めによるものとする。

(外部機関との契約締結による共同研究に要する経費)

第 6 条 共同研究に要する経費は、原則として次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 本学は、所有する施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。
- (2) 外部機関は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料、設備費等の経費（以下「研究実施経費」という。）を負担するものとする。
- (3) 外部機関は、前号に規定する研究実施経費以外に、共同研究遂行上必要となる管理的経費（以下「管理経費」という。）を負担するものとする。
- (4) 管理経費の額は原則として研究実施経費の 10%とする。

(管理経費の免除)

第 7 条 学長は、前条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、共同研究の相手方が国（国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。）、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体であって、管理経費に相当する経費が措置されていない場合、又は措置されているが前条第 1 項第 4 号に規定する割合に満たない場合は、管理経費の一部又は全部を免除することができる。

(研究経費の取扱い)

第 8 条 共同研究の実施に伴う研究経費の取扱いについては、本学の公的研究費に係る規程等を遵守するものとする。

(報 告)

第 9 条 本学研究責任者は、研究終了後、研究成果の概要と予算執行に関する共同研究実績報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第 10 条 研究代表者は、研究期間終了後 1 年以内に、共同研究の成果を紀要、研究論集等に掲載し、公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により公表できない場合は、以後の公表計画等を学長に提出するものとする。

- 2 研究成果の公表にあたっては、仙台白百合女子大学研究倫理規程を遵守するも

のとする。

(その他)

第 11 条 共同研究費が公的研究費に拠る場合並びに共同研究者が外国籍又は国、地方公共団体等公的機関の場合には、この規程の一部を除外することができる。

2 この規程によらざる事項への対処は、学部長を経て、その都度学長と協議の上、措置するものとする。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

2010年 6月23日 施行

2015年 4月 1日 一部改正